国立大学法人東京農工大学学位規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学学位規程(16教規程第22号)の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
国立大学法人東京農工大学学位規程	
平成16年4月1日	
16教規程第22号	
第1条-第8条 省略	第1条-第8条 省略(現行どおり)
(修士の学位論文の審査委員) 第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目 の研究指導を担当する <u>教授及び准教授</u> のうちから3人以上とする。 2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加え ることができる。	(修士の学位論文の審査委員) 第9条 修士の学位論文の審査委員は、当該専攻課程並びに関連する科目 の研究指導を担当する <u>教授、准教授及び講師</u> のうちから3人以上とする。 2 審査委員には、必要に応じ、前項以外の教授、准教授及び講師を加え ることができる。
第10条-第26条 省 略	第10条-第26条 省 略(現行どおり)
附 則 省略	附 則 省略(現行どおり)

附 則(19教規程第19号)

この規程は,平成19年5月1日から施行する。